

別記

美味しまね認証等取得支援事業

第1 事業の目的

島根県内における新規就農者の早期の経営安定化を進めるため、GAPの早期の取組開始と実態に即した実践を図る。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために取り組みに要する経費に対して支援を実施する。

なお、対象経費や要件、補助率等は美味しまね認証等取得支援補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別表のとおりとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は別表で定める要件を満たす者とする。

第4 補助要件

- （1）本事業による取り組みは、原則、年度内に完了すること
- （2）事業実施年度の翌年度末までに美味しまね認証又は国際水準GAP認証を取得すること

第5 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- （1）事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、別に提示する期間内に知事に提出するものとする。
- （2）事業実施主体は、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、（1）に準じて行い、その承認申請は変更交付申請書（様式第2号）に事業実施変更計画書（別記様式第1号）を添付して行うものとする。

第6 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下により行うものとする。

- （1）事業実施主体は、交付要綱第7に基づき、実績報告書（要綱様式第4号）に事業実施実績書（別記様式第2号）を添付して、知事に提出するものとする。

第7 補助金の返還

本事業を実施した事業実施主体のうち、以下に該当する場合は、補助金の全額を返還するものとする。

- （1）事業実施年度の翌年度末までに国際水準GAP認証又は美味しまね認証を取得しなかった場合

ただし、病気や災害等のやむを得ない事由により達成が困難と認められる場合は、この限りではない。